

【0928版】

堺市高齢者福祉計画・介護保険事業計画
（平成27年度～平成29年度）
中間報告案

1. 計画策定にあたって.....	1
(1) 計画策定の趣旨.....	1
(2) 計画の性格、策定体制等.....	2
(3) 日常生活圏域の設定.....	2
(4) 本市の高齢者を取り巻く状況.....	5
(5) 前計画の評価.....	9
2. 基本理念と計画目標.....	12
(1) 基本理念.....	12
(2) 計画目標.....	13
(3) 施策体系.....	14
3. 施策の展開.....	15
(1) 地域包括ケアシステムの基盤整備.....	15
(2) 認知症支援の充実.....	17
(3) 高齢者の住まいの整備とまちづくり.....	19
(4) 介護サービスの質の向上と円滑な利用.....	22
(5) 新しい介護予防の推進.....	25
(6) 健康寿命の延伸.....	28
(7) 高齢者の社会参加と生きがいづくりの支援.....	29
4. 計画の推進.....	32
(1) 関係機関等との連携.....	32
(2) 計画の周知・広報.....	33

1. 計画策定にあたって

(1) 計画策定の趣旨

我が国における人口の高齢化は急速に進んでいます。全国の高齢化率は、平成 25 年 10 月 1 日現在で 25.1%となり（総務省推計人口）、平成 32 年（2020 年）には全国の高齢化率は 29.1%、平成 37 年（2025 年）には 30.3%に達するものと予測されています（国立社会保障・人口問題研究所推計）。また、高齢者の中でも今後は 75 歳以上の高齢者数が大きく増加していくことから、さまざまな生活支援ニーズが高まっていくことが想定されます。

このような超高齢社会を迎える中で、介護保険制度は、高齢者福祉の大きな課題である「介護」を社会全体の連帯により支える基盤として、平成 12 年 4 月のスタートから今日まで、大きな役割を果たしてきました。基本理念である高齢者の「自立支援」「尊厳の確保」のもと、時代の流れをふまえてよりよい制度にしていくため、継続的に改正が行われています。

近年では平成 23 年に介護保険法の改正が行われ、「地域包括ケアシステムの構築」が国・地方公共団体の責務として定められました。これは、日常生活圏域を単位に医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく、有機的かつ一体的に提供されることで、高齢者がどのような状況にあっても安心して在宅生活を送ることができるようにしていくという考え方です。そのためには、地域のさまざまな主体が連携することにより、高齢者の生活の基盤となる「住まいと住まい方」が確保されたうえで、多様な担い手による「生活支援・福祉サービス」により在宅生活を支え、「介護・リハビリテーション」「医療・看護」「保健・予防」という専門的なサービスが適切に提供される地域づくりが求められます。また、ひとり暮らしや高齢者のみ世帯が増える中、本人や家族が在宅生活に対する心構えを持つことも重要なこととなります。

平成 26 年には、地域包括ケアシステムの構築にあたって制度の重点化・効率化を図るため、全国一律の予防給付を市町村の地域支援事業に移行し、介護予防サービスの多様化を進めることや、施設利用者を要介護度の重い人（原則、要介護 3 以上）としていくこと、低所得者の保険料軽減の拡充や一定以上の所得のある利用者の自己負担の引き上げなどにより、費用負担の公平化を図ることなど、多くの制度改正が行われています。また、地域包括ケアシステムの完成時期については、団塊の世代がすべて 75 歳以上となり、介護需要等が大きく増えていくと見込まれる平成 37 年（2025 年）を見据えて取組を進めるものとされています。

本市では、超高齢社会の到来を見据え、「安心して すこやかに いきいきと暮らせるまち 堺」を基本理念として、高齢者がいつまでもすこやかに、いきいきと毎日過ごし、何らかの支援が必要となったときも、自分らしく、社会とのつながりの中で、安心して暮らし続けることのできる社会づくりをめざしてきました。本計画は、これらの理念のもとで進めてき

たこれまでの取組を引き継ぎ、高齢者施策を総合的に推進しながら、平成 37 年（2025 年）を展望し、本市における地域包括ケアシステムの構築に向けた道筋を示す計画として策定するものとします。基本理念の描く社会像の実現をめざし、多様な主体が連携し、地域づくりの取組を促進、発展させていく計画とします。

(2) 計画の性格、策定体制等

①法的根拠等

本計画は、老人福祉法第 20 条の 8 及び介護保険法第 117 条の規定を根拠とし、堺市の高齢者福祉計画及び介護保険事業計画を一体的に策定するものです。

また、「堺 21 世紀・未来デザイン」及び「堺市マスタープラン さかい未来・夢コンパス」を上位計画とし、「堺あったかぬくもりプラン 3」「健康さかい 21（第 2 次）」などを関連計画として、これらとの調和を図るとともに、国の策定指針及び大阪府計画をふまえて策定するものです。

②計画の期間

高齢者福祉計画及び介護保険事業計画は、3 年を 1 期として策定するものとされています。本計画の計画期間は、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間となります。

③計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、学識経験者、市内関係団体、市民団体などから構成される「堺市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会」において、計画内容の総合的な検討を行います。また、庁内においては、関連部局との連携・協力のもと、「高齢社会対策推進庁内委員会」において検討を行い、策定を進めます。

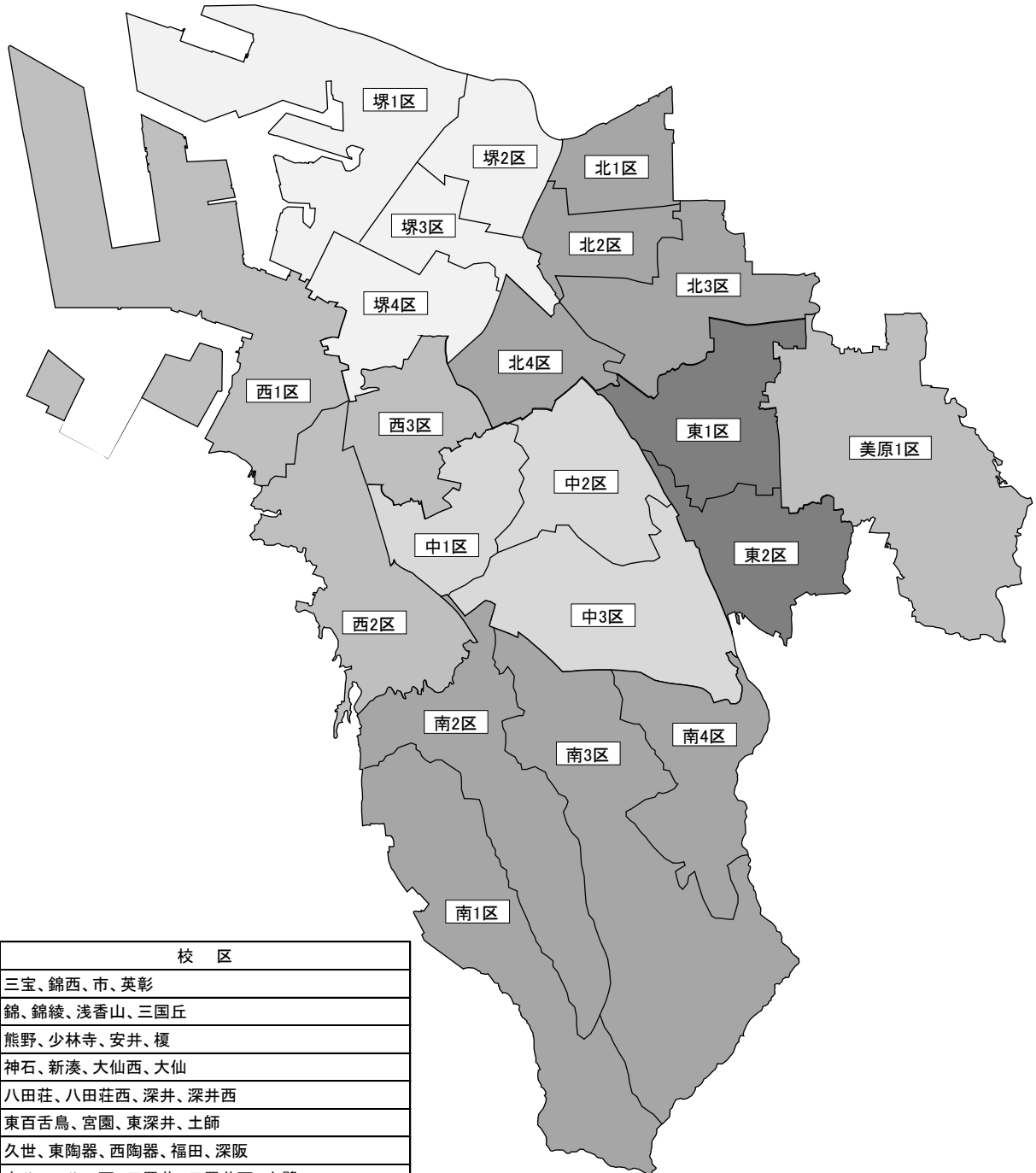
計画策定にあたり、高齢者の現状やニーズ、地域の状況などを把握するため、「堺市高齢者等実態調査」を実施しました。また、広く市民の意見を聴取するため、計画素案に関してパブリックコメントを実施します。

(3) 日常生活圏域

介護保険事業計画では、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるように、市内を日常生活の圏域に分け、圏域ごとに地域密着型サービスのサービス量などを見込むこととされています。日常生活圏域の設定に当たっては、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件、施設整備の状況などを総合的に勘案し、定めることとされています。

本市においては、各区を基本とし、人口規模及び公共交通機関の状況等も考慮して、いくつかの小学校区を組み合わせた 21 圏域を日常生活圏域として設定しており、本計画においても、この 21 圏域を日常生活圏域とします。

【日常生活圏域】



圏域	校 区
堺1	三宝、錦西、市、英彰
堺2	錦、錦綾、浅香山、三国丘
堺3	熊野、少林寺、安井、榎
堺4	神石、新湊、大仙西、大仙
中1	八田荘、八田荘西、深井、深井西
中2	東百舌鳥、宮園、東深井、土師
中3	久世、東陶器、西陶器、福田、深阪
東1	南八下、八下西、日置荘、日置荘西、白鷺
東2	登美丘東、登美丘西、登美丘南、野田
西1	浜寺、浜寺東、浜寺石津、浜寺昭和
西2	鳳、鳳南、福泉、福泉上、福泉東
西3	津久野、向丘、平岡、家原寺、上野芝
南1	美木多、赤坂台、新檜尾台、城山台
南2	福泉中央、桃山台、原山台、原山台東、庭代台、御池台
南3	上神谷、宮山台、竹城台、竹城台東、若松台、茶山台
南4	三原台、泉北高倉、はるみ、槇塚台
北1	東浅香山、新浅香山、五箇荘、五箇荘東
北2	東三国丘、光竜寺、新金岡、新金岡東
北3	大泉、金岡、金岡南、北八下
北4	百舌鳥、西百舌鳥、中百舌鳥
美原1	全区域

【日常生活圏域の概況】

(人、世帯)

圏域	高齢者人口・高齢化率					高齢者世帯		要介護認定者		
	総人口	うち65歳以上	うち75歳以上	高齢化率	75歳以上比率	ひとり暮らし高齢者数	高齢者のみ世帯数	要介護認定者数		
								うち1号	認定率(1号)	
堺1	44,096	10,747	4,705	24.4%	10.7%	3,713	5,686	2,390	2,344	21.8%
堺2	36,038	9,266	4,532	25.7%	12.6%	3,128	4,806	2,351	2,321	25.0%
堺3	34,510	8,494	4,095	24.6%	11.9%	3,177	4,699	2,177	2,131	25.1%
堺4	31,872	9,307	4,398	29.2%	13.8%	3,101	4,828	2,447	2,393	25.7%
中1	35,876	9,232	3,636	25.7%	10.1%	2,131	4,025	1,927	1,881	20.4%
中2	41,252	8,488	3,387	20.6%	8.2%	2,234	3,857	1,720	1,677	19.8%
中3	48,140	10,960	4,375	22.8%	9.1%	2,353	4,492	2,445	2,378	21.7%
東1	43,035	12,469	5,474	29.0%	12.7%	3,131	5,778	2,328	2,279	18.3%
東2	44,105	11,501	5,067	26.1%	11.5%	2,838	5,216	2,346	2,290	19.9%
西1	41,295	10,513	4,983	25.5%	12.1%	3,249	5,240	2,717	2,660	25.3%
西2	57,943	12,558	5,392	21.7%	9.3%	3,367	5,848	2,803	2,738	21.8%
西3	38,908	9,962	4,618	25.6%	11.9%	2,661	4,761	2,157	2,116	21.2%
南1	37,085	9,798	3,634	26.4%	9.8%	1,886	4,107	1,611	1,563	16.0%
南2	42,543	12,000	4,263	28.2%	10.0%	2,614	5,304	2,048	1,990	16.6%
南3	35,475	10,001	4,485	28.2%	12.6%	2,864	4,947	2,079	2,032	20.3%
南4	37,940	11,212	4,645	29.6%	12.2%	3,148	5,638	2,229	2,179	19.4%
北1	38,356	8,256	3,648	21.5%	9.5%	2,411	4,053	1,833	1,784	21.6%
北2	33,517	9,576	4,639	28.6%	13.8%	3,124	5,130	2,233	2,183	22.8%
北3	41,668	9,227	3,975	22.1%	9.5%	2,310	4,256	1,857	1,820	19.7%
北4	44,610	9,070	3,831	20.3%	8.6%	2,596	4,309	1,998	1,954	21.5%
美原1	39,890	10,208	4,089	25.6%	10.3%	2,039	4,201	1,845	1,793	17.6%
全市	848,154	212,845	91,871	25.1%	10.8%	58,075	101,181	45,541	44,506	20.9%

(平成26年3月末時点)

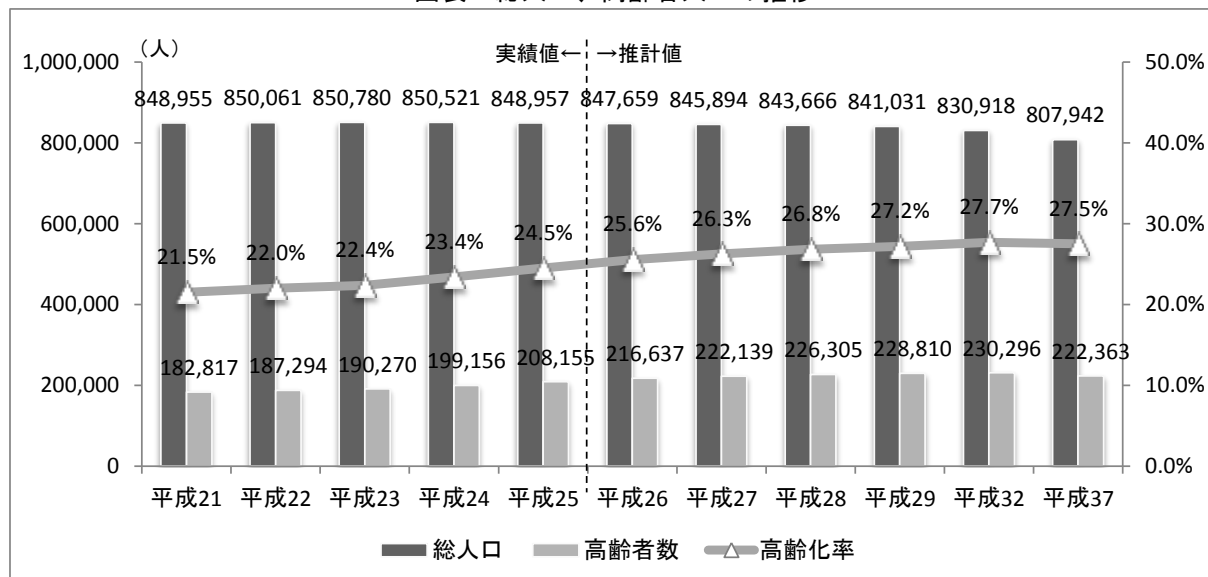
(4) 本市の高齢者を取り巻く状況

本市の高齢者人口は、平成25年9月末時点で、208,155人となっており、総人口に占める割合（高齢化率）は24.5%で上昇を続けています。

また、高齢者人口のうち、65歳～74歳人口（前期高齢者）は118,499人で総人口に占める割合は14.0%、75歳以上人口（後期高齢者）は89,656人で総人口に占める割合は10.6%となっており、総人口の約4人に1人が高齢者、約10人に1人が75歳以上という「本格的な高齢社会」となっています。

今後も高齢化は更に進み、平成32年（2020年）頃に高齢化率のピークを迎える見込まれます。以降、高齢化率はほぼ横ばいとなるものの、75歳以上人口に限れば増加は続き、団塊の世代が75歳に達する平成37年（2025年）頃には、75歳以上人口は約14万人（現在の約1.5倍）、総人口に占める割合は17%に達するものと見込まれます。

図表 総人口、高齢者人口の推移



	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成32	平成37
総人口	848,955	850,061	850,780	850,521	848,957	847,659	845,894	843,666	841,031	830,918	807,942
高齢者数	182,817	187,294	190,270	199,156	208,155	216,637	222,139	226,305	228,810	230,296	222,363
65～74歳	110,056	110,176	108,865	113,343	118,499	123,869	124,928	123,408	120,306	111,635	84,764
75歳以上	72,761	77,118	81,405	85,813	89,656	92,768	97,211	102,897	108,504	118,661	137,599
高齢化率	21.5%	22.0%	22.4%	23.4%	24.5%	25.6%	26.3%	26.8%	27.2%	27.7%	27.5%
前期高齢者比率	13.0%	13.0%	12.8%	13.3%	14.0%	14.6%	14.8%	14.6%	14.3%	13.4%	10.5%
後期高齢者比率	8.6%	9.1%	9.6%	10.1%	10.6%	10.9%	11.5%	12.2%	12.9%	14.3%	17.0%

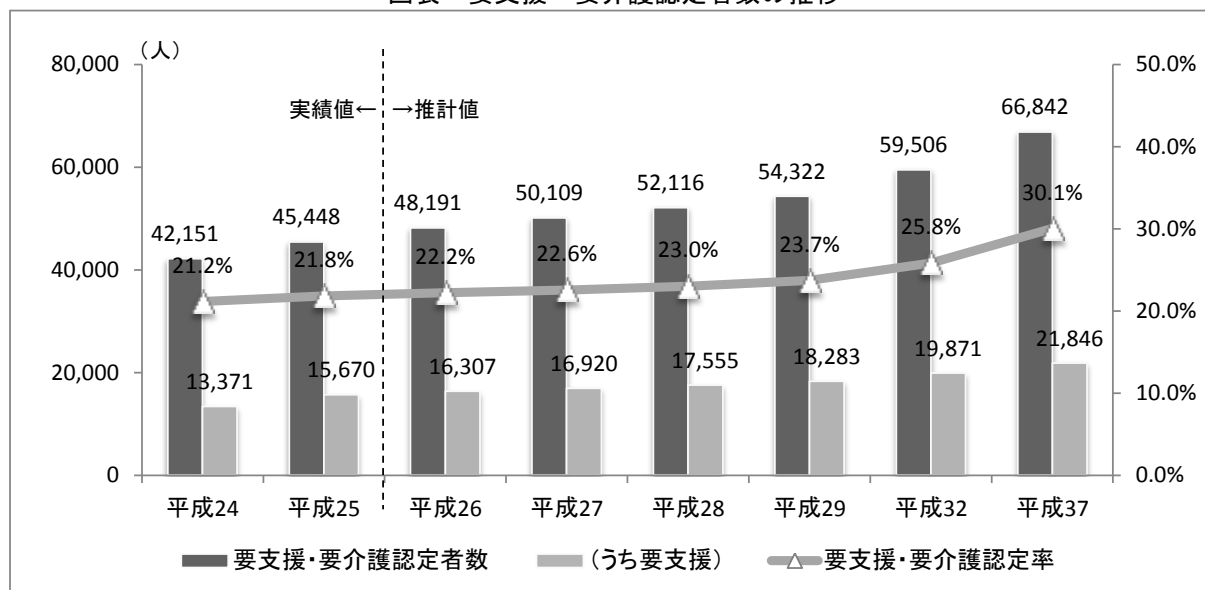
(各年9月末時点)

資料：実績値は住民基本台帳、推計値は堺市推計

本市の要支援・要介護認定者数は、平成25年9月末時点で45,448人、第1号被保険者数（65歳以上）に占める割合（認定率）は21.8%となっています。今後も、高齢化に伴い、認定率が上昇し、要支援・要介護者数は増加していくものと予想されることから、介護保険サービス等へのニーズはさらに高まっていくものと想定されます。

また、平成25年9月末時点で要支援者は15,670人となっており、認定者の34.5%を占めます。今後は要支援者の割合はやや低下するものの、おおむね全体の3割程度で推移し、人数の増加が見込まれます。要支援者への多様な生活支援のサービスや、介護予防に向けたサービス基盤の充実が求められるものと考えられます。

図表 要支援・要介護認定者数の推移



	実績値 ←		→ 推計値						(人)
	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成32	平成37	
要支援・要介護認定者数	42,151	45,448	48,191	50,109	52,116	54,322	59,506	66,842	
(うち要支援)	13,371	15,670	16,307	16,920	17,555	18,283	19,871	21,846	
要支援・要介護認定率	21.2%	21.8%	22.2%	22.6%	23.0%	23.7%	25.8%	30.1%	

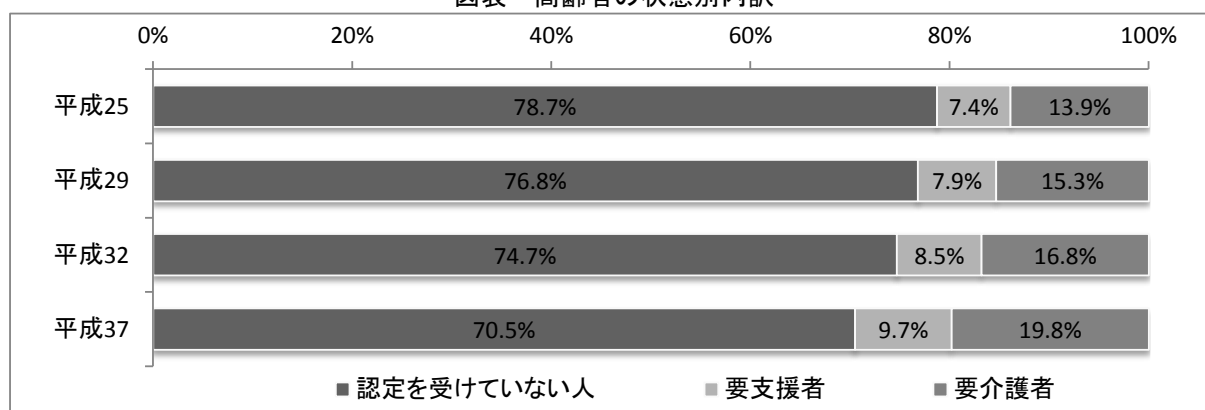
(各年9月末時点)

資料：実績値は介護保険事業状況報告、推計値は堺市推計

高齢者のうち、平成25年9月末時点で、要支援者は15,394人、要介護者は28,900人であるのに対し、認定を受けていない人は163,861人となっており、高齢者の78.7%は介護の必要のない、比較的元気な高齢者であると言えます。特に前期高齢者の93%は認定を受けていない状況です。

今後は後期高齢者が増えることに伴って、要支援者、要介護者の割合が上昇していくと見込まれますが、全体の7割程度は介護の必要のない、比較的元気な高齢者が占めるものと想定されます。元気な高齢者への対応や活躍の機会の充実等が今後一層重要になってくるものと考えられます。

図表 高齢者の状態別内訳



		認定を受けていない人	要支援者	要介護者	合計	
実績値↑ 推計値↓	平成25	65～74歳	110,313	3,286	4,900	118,499
		75歳以上	53,548	12,108	24,000	89,656
		計	163,861	15,394	28,900	208,155
	平成29	65～74歳	111,982	3,301	5,023	120,306
		75歳以上	63,744	14,708	30,052	108,504
		計	175,726	18,009	35,075	228,810
	平成32	65～74歳	103,249	3,377	5,009	111,635
		75歳以上	68,783	16,220	33,658	118,661
		計	172,032	19,597	38,667	230,296
	平成37	65～74歳	78,527	2,499	3,738	84,764
		75歳以上	78,238	19,073	40,288	137,599
		計	156,765	21,572	44,026	222,363

(構成比)

		認定を受けていない人	要支援者	要介護者	合計	
実績値↑ 推計値↓	平成25	65～74歳	53.0%	1.6%	2.4%	56.9%
		75歳以上	25.7%	5.8%	11.5%	43.1%
		計	78.7%	7.4%	13.9%	100.0%
	平成29	65～74歳	48.9%	1.4%	2.2%	52.6%
		75歳以上	27.9%	6.4%	13.1%	47.4%
		計	76.8%	7.9%	15.3%	100.0%
	平成32	65～74歳	44.8%	1.5%	2.2%	48.5%
		75歳以上	29.9%	7.0%	14.6%	51.5%
		計	74.7%	8.5%	16.8%	100.0%
	平成37	65～74歳	35.3%	1.1%	1.7%	38.1%
		75歳以上	35.2%	8.6%	18.1%	61.9%
		計	70.5%	9.7%	19.8%	100.0%

(各年9月末時点)

資料：実績値は介護保険事業状況報告、推計値は堺市推計

■高齢者等実態調査結果の概要

市内の高齢者等の生活状況や保健・福祉などに関するニーズを把握するため、平成 25 年度に、「堺市高齢者等実態調査」を実施しました。その結果の概要を紹介します。

- 高齢者の世帯は、多くが一人暮らし、夫婦のみの世帯となっています。将来の住まいの意向としては、多くの人が現在の住まいで住み続けることを望んでおり、在宅生活のニーズの高いことがわかります。また、今後の介護に対する意向についても、自宅で介護を受けたいという人が多く、在宅生活を継続できる環境整備が必要だと考えられます。
- 在宅での介護生活に対するニーズが高い中、できる限り自宅や住み慣れた地域で暮らし続けるために必要なこととしては、「普段介護している人が急に介護できなくなった時などに対応できる介護サービス」や「24時間対応してもらえる訪問介護サービス」などのニーズが高くなっています。一方、24時間対応の「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」や、緊急時対応可能な「短期入所生活介護（ショートステイ）」に対する利用意向がそれほど高くないという傾向も見られ、介護保険サービスについて十分に理解されていないことなども背景にあると推察されます。サービスの普及啓発とともに、その人の状態像に応じた適切なサービスがされるように、基盤の一層の充実が課題と考えられます。
- 要支援認定者のサービス利用意向では、訪問介護（ホームヘルプサービス）などのニーズが比較的高くなっています。また、介護保険外の生活支援サービスの利用についても一定のニーズが見られ、こうしたニーズをふまえた基盤整備が重要になってくるものと考えられます。
- 一般高齢者の意識として、住民相互の自主的な支えあいや助けあいの必要性を感じている人が多くなっています。見守りや声かけ等をしたいという人が多いですが、日常生活の援助などにも参加意向を持つ人も少なくないことから、支えあいの担い手となりうる人と支援を必要としている人とを結びつけるしくみが重要と考えられます。
- 介護者の多くが在宅での介護を希望している一方、介護で精神面、身体面の負担が大きいという人も少なくありません。在宅介護を維持していくためには、介護者の負担感の軽減が必要であることがうかがえ、介護者への支援や休息（レスパイト）の普及啓発などが必要と考えられます。
- 今後、認知症高齢者が増加することが予測される中、認知症の予防などへの関心が高くなっています。一方、認知症に対する不安として、介護サービスや医療面での不安が多くあげられており、状況に応じた適切な医療や介護保険サービスなどの提供の流れ（認知症ケアパス）の整備、認知症に対する正しい理解のための普及啓発等が必要と考えられます。

(5) 前計画の評価

前計画における施策の推進状況、課題、評価は次のとおりです。本計画では、前計画の推進における課題等をふまえながら、地域包括ケアシステムの構築に向けた総合的な取組を進めていきます。

①生活の安心を支える

(地域包括ケアシステムの基盤整備)

前計画は、地域包括ケアシステムの考え方が示されたはじめての計画であり、施策体系においても、地域包括ケアシステムの基盤整備を大きな柱の1つに据えました。その中で、特に地域包括支援センターの機能強化や、地域ケア体制の充実などへの取組を進めてきました。体制としては、日常生活圏域に各1か所の地域包括支援センターを置き、また、各区に基幹型包括支援センターを配置する構成とし、地域におけるきめ細かい対応とケアマネジメントの高度化を進めています。高齢化や家族形態の多様化が進み、地域における困難事例等も増えているため、地域包括支援センターについては、今後もさらなる専門性の向上と連携体制の充実を図り、地域包括ケアシステムのマネジメントにおける中核としての機能強化をめざす必要があります。また、「堺あったかぬくもりプラン3」等における地域福祉活動とも連携し、地域包括ケアシステムの中で、高齢者本人や家族等を支える多様なサービス基盤を充実していくことが求められます。

(認知症対策の推進)

認知症高齢者の数が増加する中、本市では認知症高齢者の支援とし、認知症キャラバン・メイトや認知症サポーターの養成、認知症地域支援推進員の配置など、さまざまな認知症対策を進めてきました。医療面では、認知症地域医療支援事業において、かかりつけ医の認知症診療スキル向上などの基盤整備を進めています。今後も認知症高齢者の数は増加が続くものと想定され、地域包括ケアシステムの構築において、認知症対策は重要な取組となります。認知症高齢者の支援にはさまざまな専門職と地域との連携が不可欠であり、今後はネットワークの強化を通じてより効果的な支援をめざすとともに、認知症の早期発見・対応や市民啓発による認知症の理解の拡大などを進めていく必要があります。

(高齢者の権利擁護)

高齢者の権利擁護に関しては、権利擁護サポートセンターを設置し、権利擁護に関する専門的な支援基盤の強化を図るとともに、関係機関のネットワークの充実を進め、高齢者虐待への対応や、成年後見制度等の活用促進などに取り組んできました。今後も認知症高齢者の増加などを背景に、権利擁護の対象者は増加していくものと考えられ、基盤の一層の充実強化が必要です。

（高齢者の住まいの整備）

本市では、ユニバーサルデザインを取り入れた公共住宅の整備や住宅改修等への支援などを通じて高齢者の住まいへの支援を行ってきました。

近年、市内でサービス付き高齢者向け住宅の登録数が増加しており、こうした動向にも注意していくことが必要になっています。また、立ち入り検査などを行い、登録内容のチェックなどを行った結果、一部に登録内容と実態に相違のある例などもあったことから、質の向上に向けての指導のあり方などを検討していくことも重要となります。

（介護サービスの質の向上と円滑な利用）

介護相談員の派遣や事業者への指導・助言、介護給付適正化事業などを通じて、介護サービスの質の向上や円滑な利用に向けての基盤づくりを進めてきました。今後も引き続きこうした取組を推進し、安心して介護サービスを利用できる環境をつくっていく必要があります。また、介護サービスの基盤として人材確保は最も重要な観点であり、介護人材確保・育成支援事業などを展開してきましたが、依然として人材不足となっている事業所も少なくないことから、人材確保や介護職の定着・スキルアップ等に向けた取組の一層の充実が必要です。

②すこやかに暮らす

（健康づくりの支援）

本市では、健康増進計画である「健康さかい 21」などを通じて、市民の健康づくり・健康寿命の延伸に取り組んでおり、前計画においてもこれらの計画と連携し、高齢者の健康づくりや地域での健康づくりの実践の促進などを進めてきました。新たな計画として「健康さかい 21 第 2 次」計画が策定されたことから、新計画をふまえた高齢者の健康づくりに取り組んでいくことが求められます。

（介護予防の充実）

介護予防として、本市では、介護予防教室や自主活動グループの育成など、地域での介護予防活動の促進を図るとともに、要支援者や特定高齢者などの介護予防対象者へのサービス提供などを進めてきました。地域包括ケアシステムにおいて介護予防は重要な観点であり、また、介護予防サービスの一部が地域支援事業に移行するなどの制度改正の動向もふまえ、介護予防については、その事業体系や提供方法なども含めて改めて検討することが必要となっています。現状では利用者の少ない事業などもあり、効果を検証しつつ、事業のあり方を考えていくことが求められます。

③いきいき暮らす

（高齢者の社会参加と生きがいづくりの支援）

高齢者の社会参加と生きがいづくりを支援するために、本市では、情報提供やきっかけづくり、生涯学習や地域活動の促進、就労支援、学習成果を地域で活かすための場づくりなど、さまざまな事業を展開してきました。今後も高齢者数が増加する中で、元気な高齢者も増え

ていくことから、社会参加や生きがいづくりへのニーズは高まっていくものと考えられ、一層の取組の充実が求められます。また、社会参加等へのニーズが多様化・複雑化する一方で、社会の担い手としての高齢者の役割も大きくなっており、高齢者自身と社会の要請の双方にかなう支援のあり方を検討していくことが重要となります。

（高齢者にやさしいまちづくり）

高齢者にやさしいまちづくりとして、都市環境のバリアフリー化を推進するとともに、防災体制の充実等に取り組んできました。都市環境については引き続き計画的にユニバーサルデザインのまちづくりを進めていく必要があります。防災については、「堺市地域防災計画」や「災害時要援護者避難支援ガイドライン」などに基つき、高齢者の安全確保を図っていく必要があります。

2. 基本理念と計画目標

(1) 基本理念

高齢者がいつまでもすこやかに、いきいきと毎日を過ごし、何らかの支援が必要になったときも自分らしさを失わず、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、

「安心して すこやかに いきいきと暮らせるまち 堺」

を基本理念として、計画の実現に取り組みます。

高齢者が自らの力で自分らしい生活を送ることができ、また、地域社会の担い手として社会から必要とされ、生活に何らかの助けが必要になったときは適切な支援が得られる社会、これが、高齢者が自立と尊厳をもって暮らすことのできる「安心して すこやかに いきいきと暮らせるまち」です。

要介護認定者の増加や認知症高齢者、独居世帯、高齢者のみ世帯の増加などにより、これからは、公的な福祉サービスだけでは支援の必要な高齢者を支えることは難しくなります。そのため、地域包括ケアシステムを中核に、「自助・互助・共助・公助」によりさまざまな主体が力を合わせ、支え合う社会をつくっていくことが重要になります。高齢者自身も含め、多様な主体が参画し、高齢者の生活をさまざまな形で支える地域づくりが目標となります。

高齢者人口が増加を続ける中、本計画は、団塊の世代の方が 75 歳を迎える平成 37 年（2025 年）を展望しつつ、高齢者が住み慣れた地域で可能な限り生活を継続できるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援のサービスが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築に向けた道筋を示す計画となります。

(2) 計画目標

地域包括ケアシステムのもと、高齢者が安心してすこやかに、いきいきと暮らすことができる社会を形成するために、計画の取組を推進します。行政はもとより、住民、地域、関係機関、各種団体、事業者など多様な主体が協働する自助・互助・共助・公助のしくみづくりを推進します。基本理念に基づく以下の3つの視点を計画の目標として取り組みます。

○生活の安心を支える

高齢者が介護の必要な状態になっても、できる限り住み慣れた地域において、自らの意思に基づき自立した質の高い生活を送ることができるよう、また、家族にとって過重な介護負担が強いられることのないよう、地域で高齢者の生活の安心を支える地域包括ケアシステムの構築をめざします。

○すこやかに暮らす

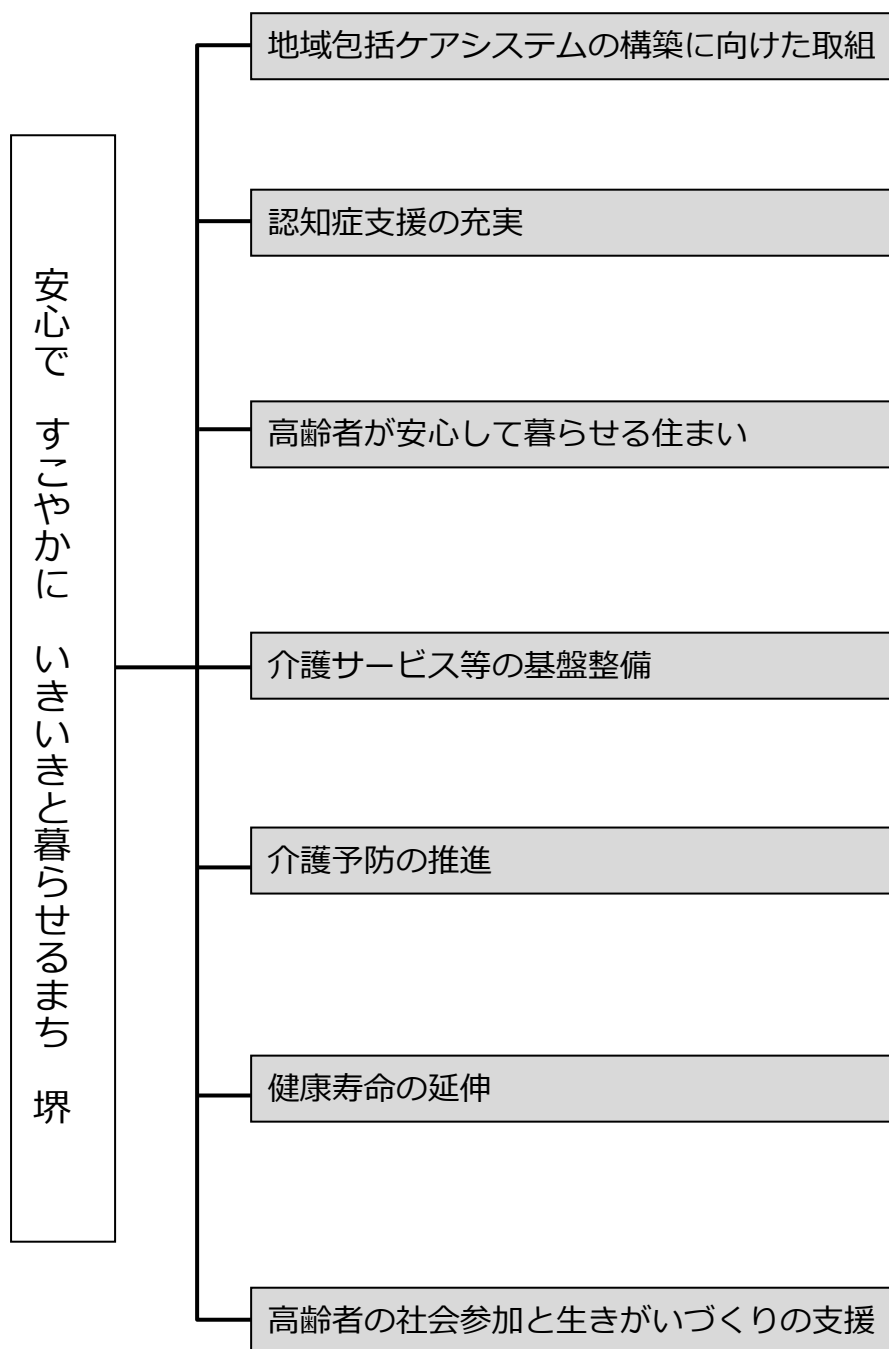
高齢者になってもできる限り要介護状態になることなく、健康で長生きをする「健康長寿」をめざし、高齢者一人ひとりが健康づくりや介護予防などに主体的に取り組むことができるよう支援を一層推進します。

○いきいき暮らす

高齢者自身が、長年にわたって培ってきた知識、経験、技術などの自らの能力を活かし、高齢期の生きがいの糧とするとともに、主体的かつ積極的に社会参加ができるように、高齢者の生きがいづくりや生涯学習、就業・就労、地域での支え合い活動やNPO活動、ボランティア活動などの支援、環境づくりを一層推進します。

(3) 施策体系

計画の目標をふまえ、本市における高齢者施策を総合的に推進するとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けた施策を展開するために、本計画では以下の体系に沿って取組を進めるものとします。



3. 施策の展開

(1) 地域包括ケアシステムの構築に向けた取組

高齢者ができる限り住み慣れた地域において、自らの意思に基づき自立した質の高い生活を送ることができるよう、平成37年（2025年）を展望した「地域包括ケアシステム」の構築が求められています。

本市においても、高齢者の状況に応じて、医療、介護、生活支援等のサービスを適切に組み合わせ提供できる体制づくり、地域包括支援センターの機能の充実など、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を進めます。

①医療・介護の連携強化

介護の必要な高齢者の在宅での生活を支えていくためには、医療と介護が連携して高齢者を支援していく体制づくりが必要となります。今後、在宅で医療的ケアを必要とする高齢者が増加することをふまえ、医師会・歯科医師会・薬剤師会、介護支援専門員協会等との連携を強化し、医療と介護の連携を進めていきます。

住み慣れた地域で、必要なときに必要な医療・介護サービスが途切れることなく統合的に提供され、人生の最期を望む場所で迎えることができる医療と介護の連携体制の一層の強化に取り組みます。

事業展開例

- 在宅医療・介護連携のネットワークの推進

②地域包括支援センターの機能の充実

地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムにおいて、マネジメントを行う中核的な役割をもつ機関です。本市では日常生活圏域に各1か所、計21か所の地域包括支援センターを置き、また、各区に基幹型包括支援センターを配置しています。従来の機能の一層の向上を進めるとともに、地域包括ケアシステムにおいて求められる役割を整理しながら、圏域単位でのネットワークづくり、地域ケア会議の実施、地域資源の発掘・活用、また、区レベルや市レベルでの専門職種のネットワーク、連携の体制づくりなど、複合的な観点から機能の充実を進めます。

事業展開例

- 介護予防ケアマネジメント
- 総合相談支援
- 権利擁護（虐待防止と適切な対処システムの構築）
- 包括的・継続的ケアマネジメント支援
- 地域ケア会議の実施【新規】

③在宅生活を支援する多様なサービス基盤の充実

地域包括ケアシステムにおいては、従来の介護サービス等に加え、さまざまな生活支援サービスが地域できめ細かく展開されることが重要となります。介護保険外の生活支援サービス、地域における見守りや互助活動などをはじめとするインフォーマルサービスの充実を図り、在宅生活の支援の充実を進めます。

地域における取組にあたっては、「堺あったかぬくもりプラン 3」などにおける地域福祉の取組等とも連携し、基盤づくりを進めるとともに、地域住民への普及啓発、活動の組織化支援や専門性の向上支援などを進めます。

事業展開例

- 「地域福祉ねっとワーカー」(コミュニティソーシャルワーカー)の配置
- 地域のつながりハート事業(堺市小地域ネットワーク活動推進事業)への支援
- 校区ボランティアビューロー設置の推進

<主な取組>

項目/取組内容	事業展開
医療と介護の連携	高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、医療・介護の連携に向けた取組を推進する。
地域ケア会議の実施	保健・医療・福祉等の専門機関や住民組織・民間企業等の参加により、地域課題の解決に向けた取組を行う。
平成37年(2025年)に向けた展望	
<p>高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制(地域包括ケアシステム)の構築に向けた取組を推進していきます。</p> <p>地域包括ケアシステムの構築にあたり、特に重要と考えられる医療・介護連携については、今後の支援の必要な高齢者の増加をふまえ、本計画期間で連携体制等についての基盤づくりを進め、できるだけ多くの人々が医療・介護サービスを利用しながら生活できるようにしていきます。</p>	

(2) 認知症支援の充実

高齢者の増加に伴い、認知症の方の数は、今後更に増加していくものと考えられます。地域包括ケアシステムの構築において、認知症対策は重要な取組となります。

認知症の方が、尊厳を保ち、安心して住み慣れた地域で暮らし続けるためには、医療や介護などの専門的な支援とともに、認知症の適切な対応、早期診断・早期対応を行うための体制の整備、認知症地域支援推進委員を活用した認知症の方や家族の支援、地域における理解と支援などが必要となります。これまでの取組を一層推進するとともに、認知症ケアパスの作成・普及や認知症初期集中支援チームの設置に取り組みます。

①認知症に関する普及啓発の推進

認知症に関する正しい知識の啓発を進め、認知症になっても地域で安心して暮らすことができるまちづくりのため、認知症に関する正しい情報の提供や、認知症サポーター、認知症キャラバン・メイトの一層の拡充等を進めます。

事業展開例

- 認知症サポーター、認知症キャラバン・メイトの養成

②認知症への適切な対応

医療、介護、福祉、地域などの関係機関が連携してネットワークを構築し、認知症ケアパスを作成し普及するなど、ケースに応じたきめ細かい支援を提供できる体制を整備します。また、認知症の早期診断・早期対応においては、特に初期対応が重要であることから、認知症初期集中支援チームの設置を進めます。

また、かかりつけ医や一般病院に勤務する医療従事者等の認知症への対応力の向上をめざす研修の充実を推進するとともに、かかりつけ医が堺市認知症疾患医療センターなど認知症専門医療機関と連携して認知症への対応を行う体制づくりなどを進めます。事業所や介護従事者への認知症に関する情報提供や、研修機会の提供などを通じて専門性の向上を図り、認知症ケアの一層の向上に取り組みます。

事業展開例

- 認知症支援の推進
- 認知症ケアパスの作成・普及【新規】
- 認知症初期集中支援チームの設置【新規】
- 認知症サポート医の養成
- かかりつけ医認知症対応力向上研修
- 病院勤務の医療従事者向けの認知症対応力向上研修
- 認知症介護実践者等の養成

③認知症家族等への支援や居場所づくり

認知症の方を介護する家族等には、大きな負担のかかることが多いため、できるだけ介護負担を軽減し、安心して介護することができるように支援を充実します。認知症による徘徊について、地域の支援ネットワークを通じた徘徊対応（堺市高齢者徘徊SOSネットワーク事業）の一層の充実などに取り組みます。

また、認知症家族介護者交流会（家族介護者教室）等への支援を引き続き進めるとともに、地域において、認知症の方とその家族、地域住民等、誰もが自由に参加でき、相互交流や居場所づくり、認知症についての市民の理解を深める取組を推進していきます。

事業展開例

- さかい見守りメール（堺市高齢者徘徊SOSネットワーク事業）の充実
- 認知症家族等への支援や居場所づくりの普及促進

④権利擁護支援の充実

今後、認知症高齢者をはじめ、権利擁護が必要となる高齢者はさらに増えていくものと考えられます。人権尊重や権利擁護に関する普及啓発を一層進めるとともに、地域包括支援センター等を中核とした高齢者虐待防止ネットワークの取組を通じ、高齢者虐待の早期発見・対応に努めます。また、権利擁護サポートセンターにおいて、市民の参画による権利擁護と地域福祉の担い手である市民後見人の養成と活動支援を行い、成年後見制度の利用促進を図っていくなど、高齢者の権利擁護のための支援を推進します。

事業展開例

- 権利擁護サポートセンターの運営
- 成年後見制度利用支援事業
- 堺市日常生活自立支援事業の活用

<主な取組>

項目/取組内容	事業展開
認知症に関する普及啓発の推進	認知症サポーターなどの養成や啓発パンフレットの作成・配布等を通じ、認知症に対する正しい理解を深める。
認知症への適切な対応	<p>認知症ケアパスの作成・普及や認知症初期集中支援チームの設置により、早期診断・早期対応など地域における対応を進める。</p> <p>また、かかりつけ医、医療従事者向けの認知症対応力の向上や認知症介護実践者研修の実施など、認知症に対応する人材の育成を進める。</p>
認知症家族等への支援や居場所づくり	高齢者徘徊 SOS ネットワーク事業の一層の充実を進めるとともに、認知症家族介護者交流会への支援などについて取り組む。
平成37年（2025年）に向けた展望	
<p>標準的な認知症ケアパスの作成・普及、早期診断・早期対応の体制の確立、地域での生活を支える医療・介護サービスの構築、医療・介護サービスを担う人材の育成、地域での日常生活・家族の支援強化等により、認知症になっても本人・家族が地域で安心して生活できる基盤をつくっていきます。</p>	

(3) 高齢者が安心して暮らせる住まい

高齢者の暮らしの安全・安心を確保するうえで、「住まい」の観点は重要であり、地域包括ケアシステムの推進にあたっては、基盤になるものとして位置づけられています。今後、ひとり暮らし高齢者や重度の要介護者が増加していく中で、身体状況などの変化に応じた、適切な居住環境の多面的な確保を促進します。特に、サービス付き高齢者向け住宅などの供給が増加していることから、多様な「住まい」の形態における質の維持・向上に向けた取組に努めます。

高齢者が安全・安心に生活するためには、防災・減災の観点も重要であることから、災害時の要援護者への支援等についても充実を進めます。

また、本市においては、堺市住生活基本計画『さかい 魅力・安心 住まいプラン』を策定しており、高齢者を含めた住まいづくりを展開していることから、この計画や住宅部局とも連携し、高齢者の安全・安心な住まいの整備を進めます。

①住宅改修等の推進

高齢者が自宅で安心して快適な生活を送ることができるように、高齢者の身体状況等の変化に応じた適切な住宅改修等への支援を行います。

また、独居世帯、高齢者のみ世帯が増加することから、緊急通報システムの周知・拡充を図るとともに、高齢者宅への防火訪問により、定期的に火災予防の働きかけを実施し、ソフト・ハードの両面から、住み慣れた住まいで安心して暮らせるための事業を引き続き進めていきます。

事業展開例

- 高齢者等が住みやすい住宅改造・改修の促進
- 高齢者住宅改修費助成事業
- 住宅改修支援事業（住宅改修理由書作成助成）
- 緊急通報システムの周知・拡充
- 高齢者宅への防火訪問による防火指導の実施

②サービス付き高齢者向け住宅等の質の確保に向けた取組の推進

サービス付き高齢者向け住宅等の建設・供給が増加する中で、高齢者の安全・安心な住まいとしていくために、住まい選びの際の留意点などの普及・啓発を進めます。

また、これらの高齢者向け住宅の質の確保を図るため、定期的な検査の実施などにより効果的な手法を検討し、取組の充実を進めます。

事業展開例

- サービス付き高齢者向け住宅等への立ち入り検査の実施

③バリアフリー化やユニバーサルデザインの推進

高齢者が社会参加などを通じていきいき暮らしていくためには、活動しやすい、安心して外出できる都市環境が重要であり、「堺市バリアフリー基本構想」等に基づき、高齢者が外出しやすい都市環境のバリアフリー化、ユニバーサルデザインの普及促進に引き続き取り組みます。特に、老朽化した市営住宅の建替えなどにおいては、「堺市営住宅長寿命化計画」に基づき、引き続きバリアフリー化、ユニバーサルデザインを取り入れた整備を計画的に進めるとともに、市営住宅の建替え時は車いす常用者向け住宅の供給を図ります。

また、既存住宅においても、中層住宅へのエレベーターの設置などバリアフリー化を促進し、高齢者が暮らしやすい市営住宅としていきます。

事業展開例

- 福祉のまちづくり環境整備の指導
- 公共交通機関や道路等の一体的な整備の促進
- ユニバーサルデザインを取り入れた公共住宅の普及促進
- シルバーハウジングへの生活援助員の派遣

④災害等緊急時に備えた支援の充実

堺市地域防災計画などの関連計画と連携し、避難行動要支援者名簿を活用した共助による地域での助け合いのしくみづくりや、福祉避難所の充実など、要援護高齢者に配慮した災害時支援体制を進めます。

事業展開例

- 避難行動要支援者の避難支援のしくみづくり
- 福祉避難所の指定および運営

<主な取組>

項目/取組内容	事業展開
高齢者向け住宅の種類や選び方の普及・啓発	高齢者の身体状況等に合わせた住まいを選ぶことができるよう、冊子の作成など、普及・啓発を進める。
安心して入居できるしくみづくり	サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームへの立入検査を強化するなど、サービスの質を確保するための取組を進める。
平成37年（2025年）に向けた展望	
サービス付き高齢者向け住宅等の普及をふまえ、高齢者が安心して入居・生活できる環境整備を進め、介護の必要な状態になっても地域の中で適切な住まいを選んで生活できるようにしていきます。	

(4) 介護サービス等の基盤整備

介護保険制度においては、利用者がサービス提供事業者と契約を締結し、サービスを利用する形が基本となるため、利用者がサービスの質を見極めるなど、利用者の主体的関与が重要となります。また、今後、地域包括ケアシステムの体制づくりが進む中で、介護保険外サービスも含めてさまざまな事業主体がサービスを提供することになり、サービスの質を高め、円滑に利用できるようにしていくことが求められます。

利用者が安心して多様なサービスを利用できるように、相談・苦情対応やサービス提供事業者の情報公開などの体制を充実します。また、サービスの質の向上に取り組み、利用者が安心してサービスを選択し、円滑に利用できる環境づくりを進めます。

在宅での生活が困難になった場合に必要なケアと住環境を提供する介護保険施設については、重度の要介護者を中心に適切なサービスが提供できるように、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）などの適正な施設整備を引き続き行います。

①介護給付適正化事業の推進

介護サービスの質の向上と円滑な利用を図るため、介護給付適正化事業について、引き続き体制を強化しつつ、取組を推進します。

事業展開例

- | | |
|---------------|--------------|
| ■ 認定訪問調査の点検 | ■ 給付費通知による点検 |
| ■ 医療情報との突合点検 | ■ 縦覧点検 |
| ■ 住宅改修の適正化 | ■ ケアプラン点検 |
| ■ 福祉用具購入・貸与調査 | ■ 給付実績の活用 |

②介護サービスの質の向上

介護サービスの質の向上に向け、事業者への指導、外部研修の情報提供など、サービス事業所職員の介護技術の向上等につながる取組を推進します。

また、今後はサービス事業者の多様化なども進むことから、事業形態に応じた事業所の設立や運営、事務手続などに関し、事業者への情報提供や指導・育成等引き続き取り組みます。

介護保険制度の周知・啓発に取り組み、介護保険制度の理念の普及を推進するとともに、引き続き、相談や苦情対応に取り組みます。

各種の生活支援サービスなどの普及に合わせ、サービス情報の提供や相談などの体制充実・構築を進めます。

事業展開例

- 介護サービス事業者への指導・助言
- 事業所に関する情報提供
- 介護相談員派遣事業
- 介護保険サービスに関する苦情相談
- 広報活動

③介護人材の確保・育成

地域包括ケアシステムを構築していくためには、それを担う人材の確保・育成が不可欠となります。介護人材の確保を図るための普及啓発活動や、介護サービス事業者等への支援を通じ、介護職の確保・定着に取り組むなど、介護人材がその専門技能を十分に発揮し、安心して仕事に取り組めるような環境整備を図ります。

事業展開例

- さかい介護人材確保・育成支援事業

④介護保険施設の適正な整備

主に要介護3以上の重度の要介護者を中心に、要介護1・2の方の入所の必要性も考慮しながら、入所希望者の状況等をふまえ、引き続き適正な介護保険施設の新たな整備と既存施設の増床を進めます。

事業展開例

- 介護保険施設の整備
 - ・ 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
 - ・ 地域密着型介護老人福祉施設（地域密着型特別養護老人ホーム）
 - ・ 認知症対応型共同生活介護（グループホーム） など

⑤費用負担への配慮

介護保険制度は社会全体で介護を担う制度であり、被保険者は所得に応じた介護保険料と、介護保険サービス利用時にサービスの1割（一定以上所得者は2割）を負担することになっています。しかしながら、介護保険にかかる費用負担が過重にならないように、費用負担の軽減制度などにより安心して利用できるしくみを設けていることから、こうした制度を活用し、低所得者等の費用負担への配慮を行います。

事業展開例

- 費用負担軽減制度等の運用
- おむつ給付事業

<主な取組>

項目/取組内容	事業展開
介護人材の確保・育成	介護業界への入職者の拡大と定着・育成に向けて、介護事業者の自律的な環境改善のための取組を促進し、介護業界全体の魅力向上を図る。
介護サービスの質の向上	サービス責任者研修、居宅介護支援事業者研修等を実施し、事業者職員の技術向上をめざすとともに、事業者に対する確かな情報提供を行う。
平成37年（2025年）に向けた展望	
<p>人材は地域包括ケアシステムの基盤であり、必要な人材を確保するとともに、その専門技能の向上等を通じた介護サービスの質の向上をめざしていきます。事業所への指導や就業環境の改善支援等を継続的に行うことで、介護の仕事の魅力の向上とサービスの質の向上を進めていきます。</p>	

(5) 介護予防の推進

高齢者一人ひとりが介護予防に取り組み、できるだけ自立した生活を送ることができるように支援していくことは、高齢者の安心と健康な暮らしの基盤となるものであり、地域包括ケアシステムにおいても介護予防は重要な取組となっています。

これからの介護予防については、「心身機能」の改善に加え、日常生活の「活動」を高め、家庭や社会への「参加」を促し、高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチも含めたバランスのとれたアプローチを行っていきます。

また従来、介護予防給付として提供されていた介護予防訪問介護、介護予防通所介護が市町村の地域支援事業に移されるなど、介護予防サービスの提供体制が大きく変わることから、こうした点もふまえ、必要な人に適切な介護予防サービスが提供されるように、地域における体制の充実を進めるとともに、介護予防の必要性などについての周知・啓発をはじめ、多様な介護予防の取組を推進します。

①介護予防事業の再編と普及啓発

全ての高齢者が分け隔てなく介護予防に取り組む観点から、従来の一般高齢者事業（一次予防事業）と特定高齢者事業（二次予防事業）を区別せずに、一般高齢者事業のみに統一して実施します。

また、介護予防への主体的な取組を促進するために、介護予防の効果などに関して周知・啓発や情報提供などを充実していくとともに、介護予防の取組が望まれる人への意識づけや働きかけなどの活動を引き続き推進します。

また、介護予防のグループ育成などを一層推進し、地域における住民主体の活動的な通いの場の充実を図ります。大学との連携も行い、新たな体操の開発や、地域と学生の世代間交流も図ります。また、高齢者自身が一定の知識を習得し指導役等の役割を持ち、高齢者同士の助け合いや学びの場として魅力的な場となるよう支援を進めます。

事業展開例

- | | |
|--------------------------|-----------------|
| ■介護予防・健康教室 | ■介護予防把握事業【新規】 |
| ■げんきあっぷ教室 | ■ひらめき脳トレ教室 |
| ■口腔機能の向上普及啓発事業 | ■低栄養予防の普及啓発事業 |
| ■介護予防手帳の作成 | ■複合型介護予防教室【新規】 |
| ■地域出前型げんきあっぷ教室 | ■栄養ボランティア活動支援 |
| ■低栄養予防出前啓発事業 | ■自主活動グループ等の育成事業 |
| ■健康づくりグループ活動発表イベント | |
| ■堺コッカラ体操（堺市版の介護予防体操）【新規】 | |
| ■一般介護予防事業施策評価事業 | |
| ■失語症リハビリテーションの実施 | |

②リハビリテーション専門職を活かした取組の推進

これからの介護予防は、心身機能の回復を主目的とした高齢者本人へのアプローチだけではなく、生活環境の整備や、地域において生きがいや役割を持って生活できる居場所や出番づくりなど、高齢者を取り巻く環境も含めたバランスのとれたアプローチが重要となります。その実践のために、住民運営の通いの場等、地域においてリハビリテーション専門職を活かした自立支援を促す取組を推進し、さらなる介護予防の機能強化を図ります。

事業展開例

- 地域リハビリテーション活動支援事業【新規】

③新しい総合事業の実施

要支援認定者への介護予防サービスの提供を引き続き進め、必要な人に適切なサービスが提供されるよう、供給量を見込みます。介護予防訪問介護、介護予防通所介護については、地域支援事業への円滑な移行を進め、事業を利用して自立した日常生活を継続できるようサービス提供体制づくりに取り組みます。

地域支援事業の中で多様な介護予防事業、生活支援サービスを提供できるように、生活支援コーディネーターを配置し、サービスメニューの多様化や、従来のサービス事業者に加えて、さまざまなサービス主体の育成に取り組みます。

事業展開例

- 介護予防・生活支援サービス事業の基盤整備
- ふれあいデイサービス
- 高齢者生活援助員派遣事業
- 生活管理指導短期宿泊事業
- 生活コーディネーターの配置【新規】

<主な取組>

項目/取組内容	事業展開
地域リハビリテーション活動支援事業	心身機能の改善や社会参加の促進など、リハビリ専門職を活かした取組を推進する。
多様な主体による生活支援サービスの提供	ボランティアや NPO、民間企業など多様なサービスの提供体制を構築するため、生活支援コーディネーターを配置し、サービス資源の開発やネットワーク構築を進める。
平成37年（2025年）に向けた展望	
<p>今後の高齢者の増加をふまえ、できるだけ多くの高齢者に地域で元気に過ごすことができるよう、介護予防の普及した地域づくりを進めます。地域の身近なところで、高齢者同士がお互いに励ましあい、楽しみながら介護予防に取り組むとともに、専門職による適切な支援がミックスされた体制整備を進めていきます。本計画期間において新総合事業の基盤をつくり、介護予防を担う多様な主体を育成しながら、介護予防の地域での普及を進めていきます。</p>	

(6) 健康寿命の延伸

高齢者のすこやかな暮らしにおいて、「健康」はすべての基盤であり、健康寿命をできるだけ伸ばしていくことが重要になります。健康寿命の延伸を阻害するものとして、普段の生活習慣に起因する「生活習慣病」が要因となっていることも少なくありません。生活習慣病の予防、日頃からの健康づくりの観点が重要であるため、高齢者の生活の安心と活力を支える基盤である健康づくりの支援を進めます。本市では、健康増進計画「健康さかい21（第2次）」等に基づき、高齢者も含めた市民の健康づくり運動を展開しており、こうした取組を通じて、「自らの健康は自らで守り育てる」意識の醸成、身近な地域で生活習慣病の予防や健康づくりを実践できる環境整備などを進めます。

①地域に根ざした健康づくり

地域に根ざした健康づくりに向け、高齢者が身近な地域で健康づくりに主体的に取り組むことができるように、地域の健康づくり自主活動グループの育成や活動場所の確保の支援などを進めるとともに、グループ間のネットワークや地域とのつながりを強めることで、地域における健康づくりの実践を促進します。

事業展開例

- 健康づくり自主活動グループや地域リーダーの育成・支援
- 口腔機能向上のサポーター育成（8020メイト）

②生活習慣病などの疾病の重症化予防

高齢者の健康づくり、生活習慣病の予防等において、保健専門職による多角的な視点を盛り込んだ健康教育を展開し、健康に関する知識の普及啓発などを進めます。

高齢者になると何らかの疾病を持っている人も少なくないことから、上手に疾病とつきあい、重症化しないために、適切な生活習慣を送れるように保健専門職が健康相談などに応じます。

事業展開例

- 各種検診の推進（特定健診、がん検診、骨粗しょう症予防検診など）
- 成人歯科検診と歯科相談の充実
- 生活習慣病予防のための健康教育の実施
- 健康相談の実施

(7) 高齢者の社会参加と生きがいづくりの支援

高齢者の社会参加は、高齢者の生きがいのみならず、閉じこもり防止、身体機能の向上、地域貢献につながるなど、多様な意義があります。今後、2025年に向けて高齢者数は大きく増加していきますが、それは元気な高齢者の数が増えることでもあり、地域包括ケアシステムの支え手としての役割も大きくなっていくものと考えられます。

本市ではこれまで、生涯学習やボランティア支援、就労支援、活動場所の確保などを通じて、高齢者の社会参加の機会充実に努めてきました。今後も引き続きこれらの取組を推進するとともに、これからの生き方を考える機会の提供や豊かな経験や知識を持つ高齢者が地域社会の担い手として活躍できるしくみづくりを進めます。

①情報提供ときっかけづくり

高齢者が新たに学習や就労、地域活動等を考えたり、これまでの活動や交流の幅をより一層広げられるよう、情報の提供やきっかけづくり、活動場所確保のための支援を充実します。

事業展開例

- おでかけ応援バス
- 老人福祉センターの運営
- 老人集会室の整備
- セカンドステージ応援団事業

②担い手の育成

高齢者が生涯にわたって自ら学び、自らを高めていけるよう、生涯学習などの機会を充実します。また、地域の担い手としての高齢者の役割は今後一層高まっていくものと考えられるため、学習成果とともに、家庭・地域・企業等で培った豊かな経験や知識・技能を地域の中で有効に発揮できるよう、地域活動やボランティア活動などへの参画を支援します。

また、働く意欲のある高齢者に対しては、就労や地域課題を解決するための活動につながる学び直しの機会の提供を行います。

事業展開例

- 生涯学習情報提供システム（ポータルサイト）
- ふれあい基金の充実と地域福祉活動に対する支援
- いきいき堺市民大学
- 高齢者のボランティア活動の支援
- ボランティア講座の開催
- 高齢者の就労・社会参加を目的とした講座の開催【新規】

③社会参加の機会の提供

高齢者のライフスタイルや価値観が多様化する中、高齢者の活動へのニーズも教養や趣味の活動、スポーツ、ボランティア、就労など多岐にわたります。関心のある活動を通じて社会参加することは、高齢者自身の生きがいづくりや健康の保持、介護予防につながるだけでなく、地域の活性化にもつながるため、高齢者が自発的に活動できるよう支援します。

市としては、地域に貢献するような活動や行政との協働につながる活動などの機会の提供につとめます。

事業展開例

- 老人クラブの活性化
- ねんりんピックへの参加
- シルバー人材センター
- 就労的生きがいづくり活動の支援
- 高年齢者雇用推進セミナーの開催

④家族介護者等への支援の充実

家族介護者に対し、精神面・身体面での負担を軽減し、在宅等で安心して介護できるように、家族介護者を対象とした相談や情報提供、交流機会などの充実を進めます。

在宅での介護を続けていくためには、家族のみならず、近隣の住民の方や地域のさまざまな支援者など、多くの方の理解や支援が大切になるため、介護をするうえでのレスパイト（休息）の重要性などについての普及啓発等にも取り組みます。

事業展開例

- 家族介護支援（レスパイト）事業
- 家族介護慰労金支給事業

<主な取組>

項目/取組内容	事業展開
地域活動等への参加の促進	高齢者の豊かな知識や経験を地域活動に活かすため、高齢者への学び直しの機会の提供や活躍の場の開拓を行う。
家族介護者等への支援の充実	市民主体の介護者を支える活動や交流の場の創出をめざすとともに、仕事と介護を両立できる職場環境づくりや介護への備えを促進する。
平成37年（2025年）に向けた展望	
<p>高齢者がさまざまな社会参加の方法のあることを知り、積極的に社会貢献をすることができる地域づくりを進めていきます。今後、社会の中で高齢者の数がさらに増え、その役割もますます高まっていく中で、高齢者が地域包括ケアシステムを支える一翼を担い、生きがいを持って社会の中で活躍できるようにしていきます。</p> <p>市民が自身や家族の介護や高齢期の生活について考え、備えることができるような環境を整備し、また、地域包括ケアシステムについての意識の醸成、家族介護のあり方やさまざまな支援等の周知、介護離職を防ぐための支援の充実等を進めることで、家族介護の過重負担をなくしていきます。早い時期から介護について理解・準備をし、介護が必要になったときも本人・家族ともに安心して介護生活に入っていけるようにしていきます。</p>	

4. 計画の推進

(1) 関係機関等との連携

本計画における地域包括ケアシステムの推進にあたっては、行政としての積極的な取組はもとより、地域、関係機関、サービス提供事業者など、各主体が自らの役割を認識し、連携と協働のもとで取組を推進していく必要があります。地域包括ケアシステムの担い手として、各主体が適切な役割分担と協働の観点のもとで取組を進め、計画の効果的な推進を図ります。

①計画に関する進行管理

本計画に関する進行管理の体制として、学識経験者、市内関係団体の代表、市民団体などから構成される「堺市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会」を開催し、事業の実施状況など、定期的な計画の点検・評価を行うとともに、本市における地域包括ケアシステムの推進に関し、幅広い意見などの聴取を行います。会議の内容については、ホームページや市政情報センターなどで議事録を公表します。

②地域密着型サービス等に関する進行管理

市町村は、地域包括支援センターにおける業務の適切な運営と公平・中立の確保のため、地域のサービス事業者、関係団体などで構成される運営協議会を設置するとともに、地域密着型サービス（地域密着型介護予防サービスを含む）に係る事務の適切な運営を図るため、被保険者その他関係者の意見を反映させ、学識経験者の知見の活用を図るために必要な措置を講じることとされています。

本市では、地域包括支援センターの業務運営と地域密着型サービス（地域密着型介護予防サービスを含む）に係る業務運営について、広く市民、関係者からの意見を聴取する場として、「堺市地域介護サービス運営協議会」を設置し、適切な事務・業務の運営を図ります。その内容については、ホームページや市政情報センターなどで議事録を公表します。

③地域、専門機関等との連携・協働

（地域）

自治会、校区福祉委員会、民生委員児童委員、老人クラブ、NPO、ボランティアなどの地域活動や市民活動は、地域社会を支える活力であり、高齢者の社会参加の基盤でもあります。地域包括ケアシステムの構築にあたって、高齢者の生活支援等のサービスの担い手として、その役割は今後一層大きくなっていくものと考えられます。地域の多様な活動主体それぞれの役割や特色を活かし、地域に根ざした支援活動が円滑に展開できるように、連携・協働を進めます。

（堺市社会福祉協議会）

堺市社会福祉協議会は、ボランティアの育成やネットワークの充実についてのノウハウを蓄積した、地域福祉の推進を図るための団体です。また、基幹型支援センターの運営主体として、本市における地域包括ケアシステムの構築にあたって大きな役割を担っています。堺市社会福祉協議会との連携・協働をさらに強化し、地域包括ケアシステムの基盤整備を進めていきます。

（保健・福祉・医療機関、サービス提供事業者等）

保健・福祉・医療の関係機関、介護サービス事業者などは、高齢者支援の最前線で活動し、本市のサービス基盤を支える重要な役割を担っています。地域包括ケアシステムにおけるサービスの担い手として、高齢者のニーズに応じた適切で質の高いサービスや利用者の人権に配慮したサービス提供が行われるように、必要な支援を行い、連携・協働を進めます。また、地域包括ケアシステムが機能するためには、さまざまな専門職種がその役割を果たしながらきめ細かく連携していくことが不可欠であることから、専門性の向上専門性の向上やネットワークの充実などを進めていきます。

④ 庁内関係部局との連携・協働

本市では、庁内各部局において高齢者関連施策・事業が相互に補完され、有効性の高いものとなるよう、各部局の連携及び調整を図ることを目的として、「堺市高齢社会対策推進庁内委員会」を設置しています。本計画の推進に当たり、当該委員会を中核として関係部局の連携・調整を図りながら、計画の進捗管理を行うとともに庁内の協働による取組を推進します。

（2） 計画の周知・広報

計画の理念や目標、施策について、広く市民に周知するため、市の広報紙やホームページなどを始め、多様な媒体を活用した周知・広報活動を推進します。また、地域や関係機関、各種団体、事業者などと協力し、制度の説明や計画内容のきめ細かな周知に努めます。